

保険給付の特例

業務上の疾病、負傷等について、労災保険の給付対象とならない場合は健康保険の給付対象とする

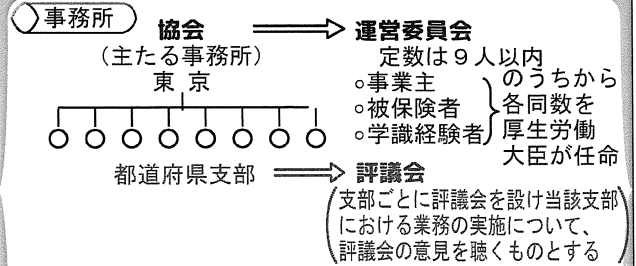
しかし
法人の役員の業務上の負傷等に関しては健康保険の保険給付は行わない

ただし
被保険者が5人未満である適用事業所の法人の役員については、一般の従業員が従事する業務と同一と認められるものに起因する疾病、負傷又は死亡に関しては傷病手当金を含めて保険給付が行われる

Point

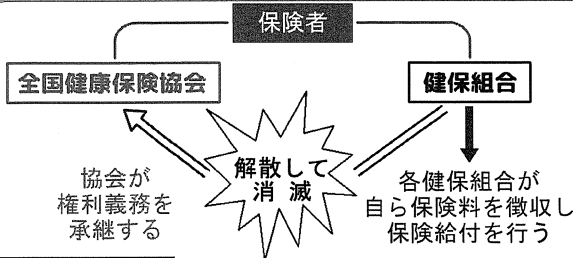
健康保険及び労災保険のいずれの給付も受けられない事態が生じないよう「労災保険の給付が受けられない場合には、健康保険の対象とすること」とする

協会の組織



※運営委員会は、協会の理事長が招集するが、協会の理事長は、運営委員会の委員の総数の3分の1以上の委員が審議すべき事項を示して運営委員会の招集を請求したときは、運営委員会を招集しなければならない

保険者



健保組合の解散

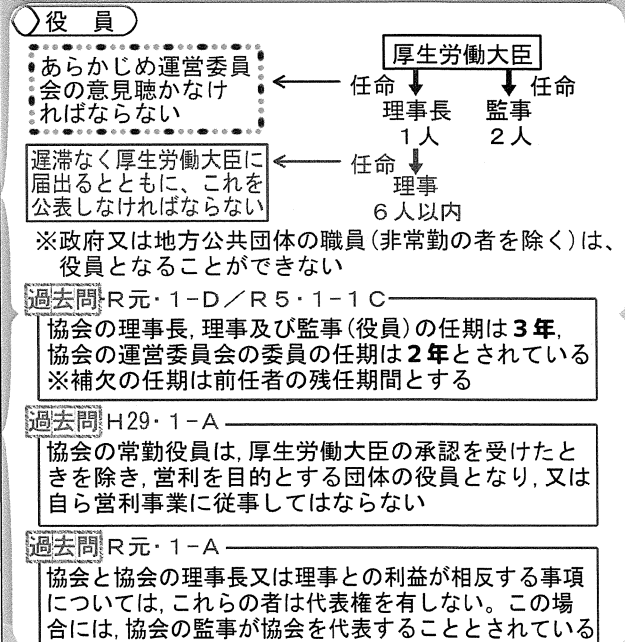
- ① 組合会議員の定数の4分の3以上の多数による組合会の議決
- ② 健保組合の事業の継続の不能
- ③ 厚生労働大臣による解散の命令

STEP UP 健康保険組合が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に対し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる

Point

日雇特例被保険者の保険者は協会のみ

協会の組織



過去問 R元・1-D / R5・1-1 C

協会の理事長、理事及び監事(役員)の任期は3年、協会の運営委員会の委員の任期は2年とされている
※補欠の任期は前任者の残任期間とする

過去問 H29・1-A

協会の常勤役員は、厚生労働大臣の承認を受けたときを除き、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない

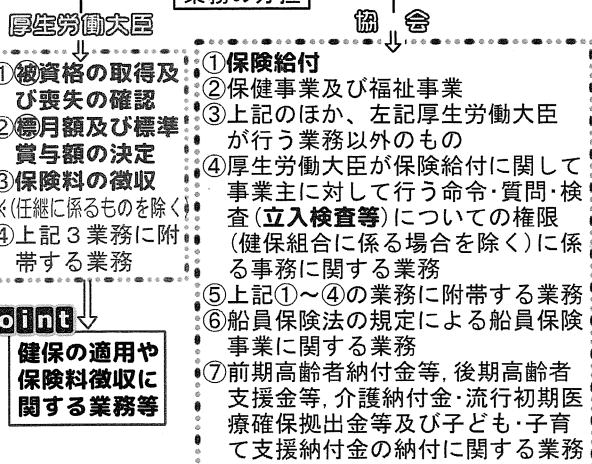
過去問 R元・1-A

協会と協会の理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は代表権を有しない。この場合には、協会の監事が協会を代表することとされている

全国健康保険協会

全国健康保険協会

業務の分担



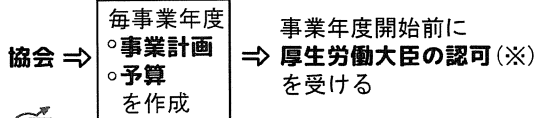
Point

健保の適用や保険料徴収に関する業務等

Point

任意継続被保険者関係
保険給付に関する業務等

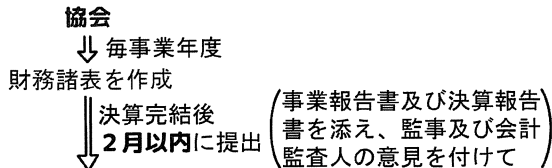
事業計画等



STEP UP

定款・運営規則の変更、協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算等については、理事長は、あらかじめ、**運営委員会の議**を経なければならない

決算 ※協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の**5/31**までに完結しなければならない



厚生労働大臣の承認を受ける

厚生労働大臣は協会の事業年度ごとの業績について評価を行い、その結果を遅滞なく協会に通知するとともに、これを公表しなければならない

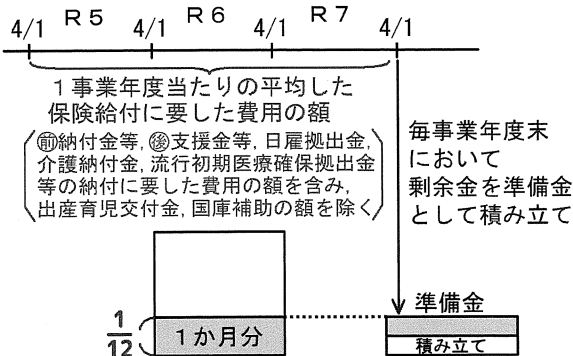
重要な財産の処分

協会は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、**厚生労働大臣の認可(※)**を受けなければならない

(※)認可をしようとするときは、あらかじめ、**財務大臣に協議**しなければならない

協会の準備金

協会の準備金



過去問 H25・3-C/H30・1-ウ

協会の業務上の余裕金の運用は、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならないとされており、次の①～③の方法による場合を除くほか、**業務上の余裕金を運用してはならない**

- ①国債、地方債等の購入
- ②銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
- ③信託業務を営む金融機関への金銭信託

借入金

協会は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、**厚生労働大臣の認可(※)**を受けて、**短期借入金**をすることができる

しかし
当該事業年度内に償還しなければならない

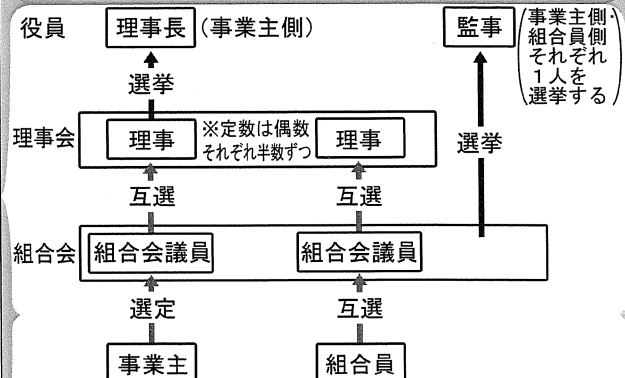
ただし

資金不足のため償還することができないときは、その金額に限り厚生労働大臣の認可を受けてこれを借り換えることができる

当該借り換える短期借入金は、**1年以内に償還**しなければならない

(※)認可をしようとするときは、あらかじめ、**財務大臣に協議**しなければならない

健康保険組合の役員



STEP UP

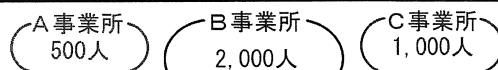
健保組合の役員及び組合会議員の任期は、**3年**を超えない範囲内で規約で定める期間とする。
ただし補欠の任期は、前任者の残任期間とする

過去問 R2・8-C

健保組合の組合会は、理事長が招集するが、組合会議員の定数の**3分の1以上**の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して組合会の招集を請求したときは、理事長はその請求のあった日から**20日以内**に組合会を招集しなければならない

健康保険組合

任意設立の要件



各適用事業所ごとに**2分の1以上の同意**
(全体の2分の1以上の同意ではない)

事業主は規約を作成して
厚生労働大臣の設立の認可を受ける

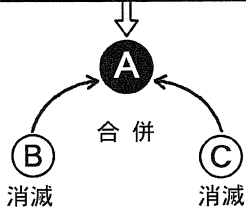
過去問 R2・7-D

健保組合の設立を命ぜられた事業主が、正当な理由がなく厚生労働大臣が指定する期日までに設立の認可を申請しなかったとき、その手続きの遅延した期間、その負担すべき保険料額の**2倍**に相当する金額以下の過料に処する旨の罰則が定められている

健康保険組合の合併・分割

合併

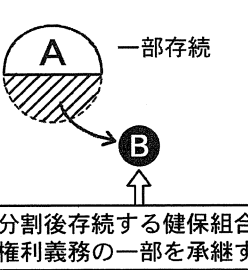
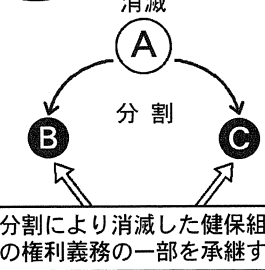
合併により消滅した健保組合の権利義務を承継する



合併により消滅した健保組合の権利義務を承継する



分割

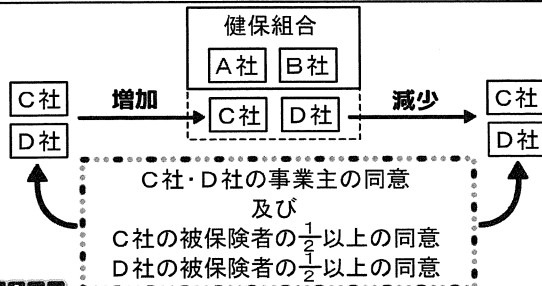


Point

- ・組合会議員の定数の $\frac{3}{4}$ 以上の議決 + 厚生労働大臣の認可
- ・分割後もそれぞれの健保組合の被保険者数が単一組合は常時700人以上、総合組合は合算して3,000人以上でなければならない

設立事業所の増減

健保組合がその設立事業所を増加させ、又は減少させようとするときは、その増加又は減少に係る適用事業所の事業主の全部及びその適用事業所に使用される被保険者の $\frac{1}{2}$ 以上の同意を得なければならない



Point

設立事業所の減少後も被保険者数が単一組合は常時700人以上、総合組合は合算して3,000人以上でなければならない

健保組合の予算の届出等

予算の届出等

健保組合 ⇒ 毎年度収入支出の予算を作成 ⇒ 年度開始前に厚生労働大臣に届出なければならない ※会計年度は4/1～3/31

報告書の提出

健保組合 ↓ 毎年度終了後6月以内に事業及び決算に関する報告書を作成

厚生労働大臣に提出

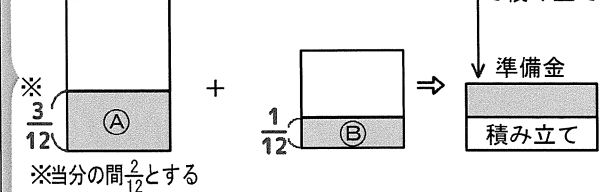
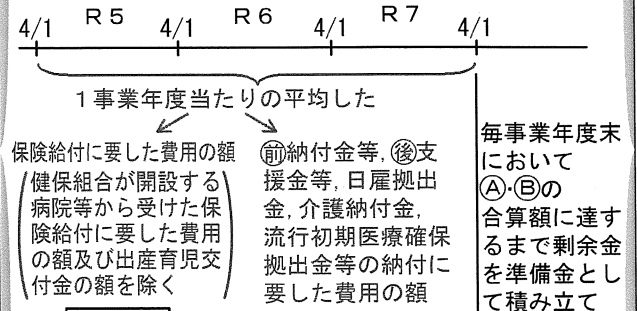
健保組合において、収入金を収納するのは翌年度の5月31日、支出金を支払うのは翌年度の4月30日を限りとする

重要な財産の処分

健康保険組合は、重要な財産を処分しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない

健康保険組合の準備金

健康保険組合の準備金

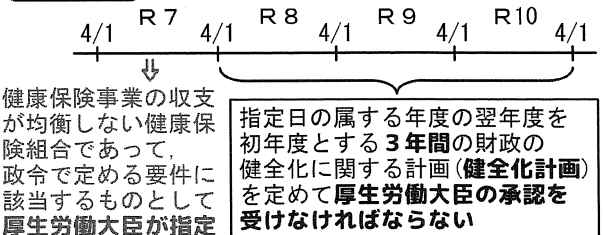


健康保険組合は、保険給付に要する費用の不足を補う場合を除いては、準備金を取り崩してはならない
また
健康保険組合は、支払上現金に不足を生じたときは、準備金に属する現金を振替使用し、又は一時借入金を使用することができる

しかし
振替使用した金額及び一時金は、当該会計年度以内に返還しなければならない

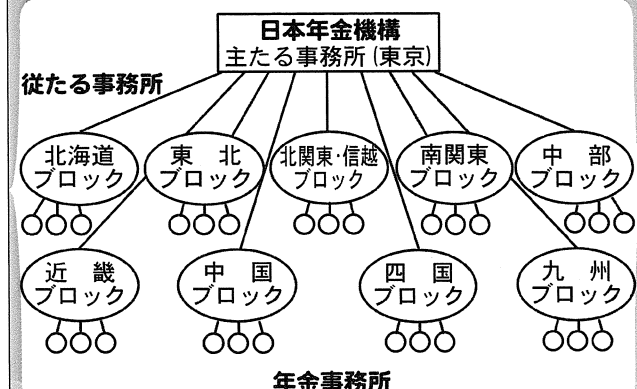
指定健康保険組合

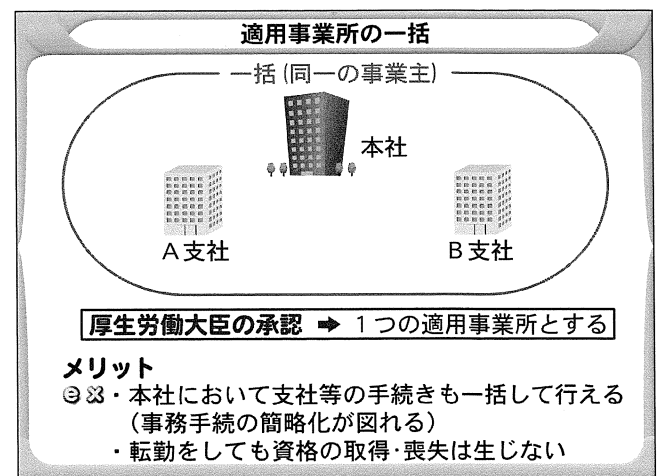
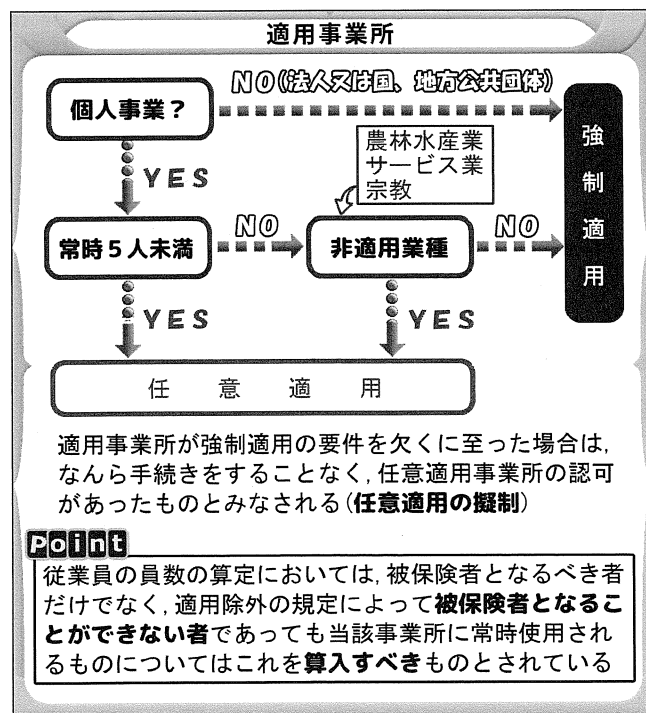
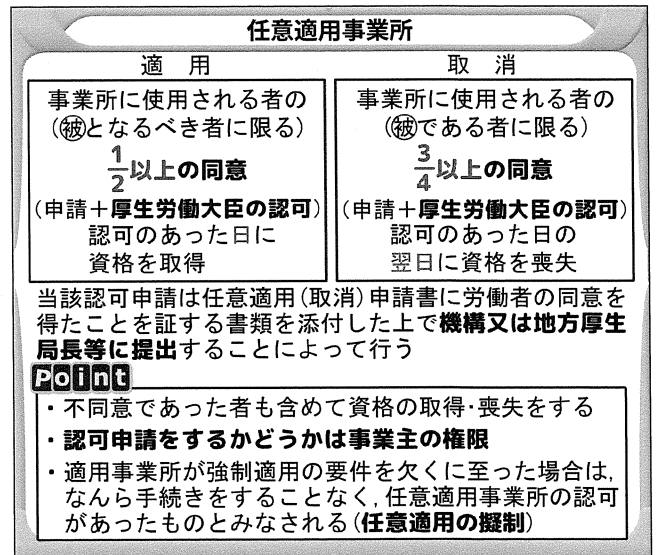
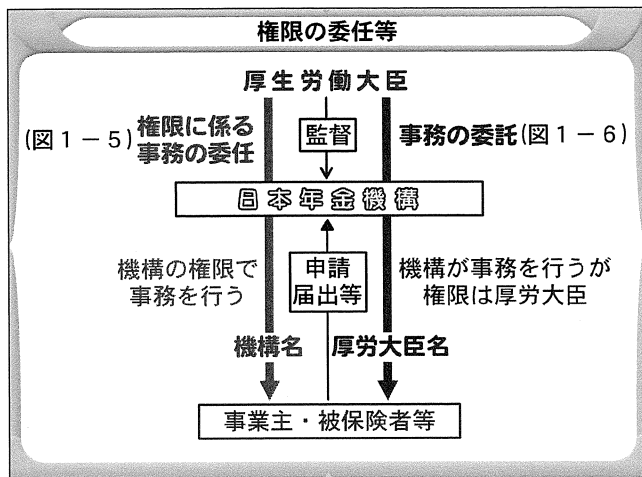
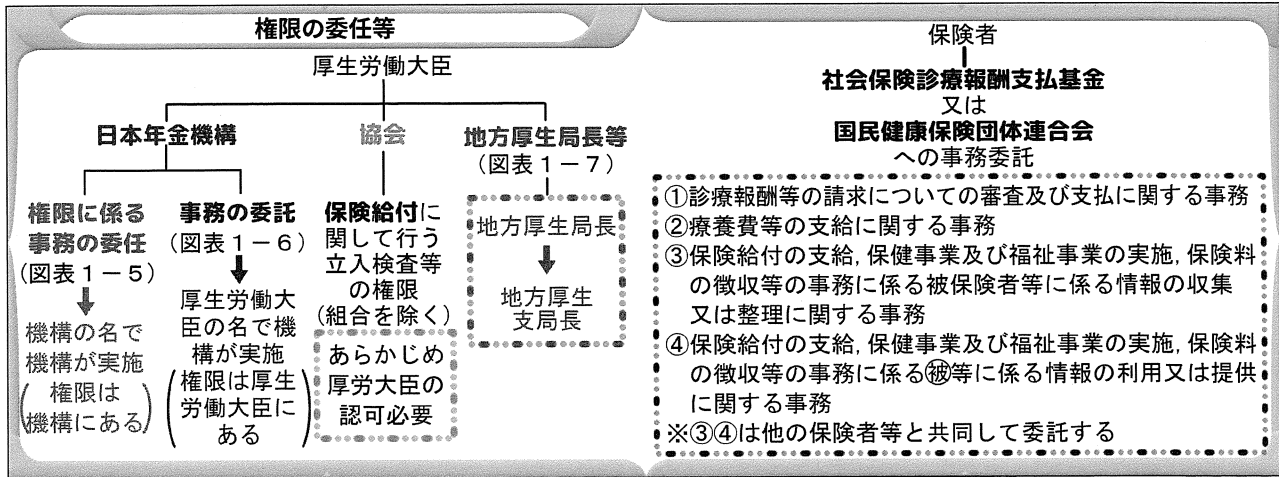
健全化計画



厚生労働大臣は健全化計画に従った事業運営を行わず又は財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、当該指定健康保険組合に対して、解散を命じることができる

日本年金機構





適用除外

短時間労働者

1週間の所定労働時間が通常の労働者の $\frac{3}{4}$ 未満
又は
1月の所定労働日数が通常の労働者の $\frac{3}{4}$ 未満

かつ

①～③いずれかに該当するもの

- ①1週間の所定労働時間が20時間未満
- ②報酬の額が88,000円未満
- ③学生等

適用除外

参考 過去問 R2・1-D

所定労働時間が1か月の単位で定められている場合
1か月の所定労働時間 $\div \frac{52}{12}$ = 1週間の所定労働時間

所定労働時間が1年の単位で定められている場合
1年間の所定労働時間 $\div 52$ = 1週間の所定労働時間

1週間の所定労働時間が通常の労働者の $\frac{3}{4}$ 未満
又は
1月の所定労働日数が通常の労働者の $\frac{3}{4}$ 未満

かつ

- ①1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ②報酬の額が88,000円以上であること
- ③学生等でないこと

上記①～③のすべてに該当する者
(他の適用除外にも該当しない場合)

特定4分の3未満短時間労働者

特定適用事業所(特定 ㉞)の総数が常時50人を超えるものに使用される者は被保険者となる

※「常時50人を超える」とは、事業主が同一である1又は2以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が1年間のうち6月以上50人を超えることが見込まれる場合をいう

Point

国又は地方公共団体の適用事業所に使用される特定 $\frac{3}{4}$ 未満 ㉞ は当該適用事業所が特定適用事業所に該当するか否かにかかわらず、被保険者となる

参考 過去問 R2・1-D

所定労働時間が1か月の単位で定められている場合
1か月の所定労働時間 $\div \frac{52}{12}$ = 1週間の所定労働時間

所定労働時間が1年の単位で定められている場合
1年間の所定労働時間 $\div 52$ = 1週間の所定労働時間

任意特定適用事業所の申出

当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所に使用される特定4分の3未満短時間労働者は被保険者としてしない

※1 $\frac{1}{2}$ 以上同意対象者の過半数で組織する労働組合が

ある

当該組合の同意

ただし

ない

$\frac{1}{2}$ 以上同意対象者の過半数代表者の同意
又は
 $\frac{1}{2}$ 以上同意対象者の $\frac{1}{2}$ 以上の同意

保険者等に任意特定適用事業所の申出をしたときは、申出が受理された日に特定4分の3未満 ㉞ は被保険者となる

※1 当該適用事業所に使用される厚年の ㉞ , 70歳以上の使用される者及び特定 $\frac{3}{4}$ 未満 ㉞

特定適用事業所不該当の申出

特定適用事業所以外の適用事業所に使用される特定4分の3未満短時間労働者が被保険者となっている場合

※2 $\frac{3}{4}$ 以上同意対象者の $\frac{3}{4}$ 以上で組織する労働組合が

ある

当該組合の同意

ない

$\frac{3}{4}$ 以上同意対象者の $\frac{3}{4}$ 以上を代表する者の同意
又は
 $\frac{3}{4}$ 以上同意対象者の $\frac{3}{4}$ 以上の同意

保険者等に特定適用事業所不該当の申出をしたときは、申出が受理された日の翌日に特定4分の3未満 ㉞ は被保険者の資格を喪失する

※2 当該適用事業所に使用される厚年の ㉞ , 70歳以上の使用される者

Point

特定適用事業所である適用事業所が、特定適用事業所に該当しなくなった場合は、当該事業所に使用される特定4分の3未満短時間労働者の被保険者資格については、喪失することなく、引き続き被保険者となる

任意特定適用事業所の申出

「 $\frac{1}{2}$ 以上同意対象者」の過半数で組織する労働組合が…

「厚年の ㉞ 」・「70歳以上の使用される者」及び「特定4分の3未満 ㉞ 」

任意特定適用事業所の取消しの申出 特定適用事業所不該当の申出

「 $\frac{3}{4}$ 以上同意対象者」の $\frac{3}{4}$ 以上で組織する労働組合が…

「厚年の ㉞ 」・「70歳以上の使用される者」

※「特定4分の3未満 ㉞ 」も含まれている

許可・認定・承認・認可等

労基・安衛・労災・雇用・徴収・健保・国年・厚年・常識

許可	
----	--

$\frac{1}{2}$ 以上	
------------------	--

認定	
----	--

過半数	
-----	--

承認	
----	--

$\frac{2}{3}$ 以上	
------------------	--

認可	
----	--

$\frac{3}{4}$ 以上	
------------------	--

$\frac{4}{5}$ 以上	
------------------	--

その他（届出等）

--	--

1 年	
2 年	
3 年	
4 年	
5 年	

--	--